

○益城町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、益城町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、益城町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。